

TOBU POINT サービス規約

第1条（目的）

TOBU POINT サービス規約（以下、「本規約」といいます）は、東武鉄道株式会社（以下、「東武鉄道」といいます）が企画の主体となり、東武マーケティング株式会社（以下、「当社」といいます）が運営を行う TOBU POINT のサービスの内容、および提供条件を定めたものです。

第2条（適用範囲）

本規約は、TOBU POINT のサービスに係る各種取り扱いに関して、当社と会員等（第3条第3項にて定義）に適用されるものです。

第3条（用語の定義）

1. 「TOBU POINT のサービス」の利用登録者とは、本規約、および TOBU POINT マイページ利用規約に定める事項に同意のうえ、マイページで利用登録を申し込み、当社が利用登録を承諾し、利用登録が完了した方をいいます（以下、「登録者」といいます）。登録は、個人の方に限ります。

2. 「TOBU POINT のサービス」の会員とは、以下の方です。

（1）当社が発行する東武カード（以下、「カード」といいます）の会員（以下、「カード会員」といいます）

（2）前項に定める「登録者」であって、且つ当社が別途提供する TOBU POINT アプリ利用規約に同意のうえ、同利用規約第1条第4項に定める認証が完了した会員（以下、「アプリ会員」といいます）

3. 前二項に規定する登録者およびカード会員、アプリ会員を総称して「会員等」といいます。

4. 会員等の分類に応じて、受けられるサービス内容が異なります。

5. その他、本規約に定める主な用語の定義は、以下のとおりです。

（1）「TOBU POINT」とは第5条（ポイントの付与、利用方法）に記載のサービスによって付与するポイントの名称をいい、TOBU POINT として付与または利用される個々のポイントは、以下単に「ポイント」といいます。

（2）「トブポマイル」とは第6条（マイルの付与、利用）に記載のサービスによって付与するマイルの名称をいい、トブポマイルとして付与または利用される個々のマイルは、以下単に「マイル」といいます。

（3）「TOBU POINT のサービス」とは、第5条（ポイントの付与、利用方法）および第6条（マイルの付与、利用方法）に記載のサービスの総称です。

（4）「ポイント加盟店」とは、TOBU POINT のサービスに参加して、会員等へのポイント付与、商品・サービスの代金の全部または一部へのポイント充当等を行う店舗・施設等をいいます。

（5）「マイページ」とは、TOBU POINT のサービスに関して、利用登録・退会、ポイント・マイル残高の確認、ポイント・マイル履歴の照会、登録者情報の変更、カード情報登録等を行うことができる当社が開設するウェブサイト을いいます。なお、カード会員がマイページを利用する場合（ポイント履歴の照会等）には、マイページで利用登録を行っ

た上で、カード会員本人名義カードの「お客様番号」を登録して「カード情報登録」を行うものとします。また、マイページを利用できるカード会員は本会員のみになります。

(6)「利用登録」とは、マイページの利用、アプリが提供するサービスの利用を希望するお客様がマイページで行う登録のことをいいます。

(7)「PASMO ID 番号」とは、ポイントおよびマイルを付与等する際に用いる、PASMO に割り当てられた 17 桁の文字列をいいます。

(8)「交通利用」とは、登録者が第 5 条第 3 項に定める手続きを行った PASMO（以下、「登録した PASMO」）を用いて、入場および出場ともに自動改札機による改札を受け、東武鉄道の各路線（以下、「東武線」といいます）を利用することをいいます。

第 4 条（入会の方法）

TOBU POINT のサービスへの入会の申込は、下記の方法で行います。

(1) カード会員は、本規約を承認のうえ、カードをご利用いただくものとします。

(2) アプリ会員は、第 3 条 1 項に定める利用登録の後、TOBU POINT アプリ利用規約に同意のうえ、同利用規約第 1 条第 4 項に定める認証を完了させるものとします。

(3) 前二号の規定に関わらず、登録者はマイページに PASMO を登録し、マイルに関するサービスを利用することができます。

(4) 登録希望者が未成年である場合、登録希望者は TOBU POINT のサービスへの入会および利用について、あらかじめ親権者等法定代理人の同意を得るものとします。当社は必要に応じ、同意の有無を確認するものとします。なお、登録希望者が 6 歳未満の場合には登録いただけないものとします。

第 5 条（ポイントの付与、利用方法）

1. 「TOBU POINT のサービス」とは、会員等が東武グループ各企業をはじめとするポイント加盟店でカードによりクレジット決済した場合（以下、「カードショッピング」といいます）、カードを提示して現金または現金同等の方法で決済をした場合（以下、「現金利用」といいます）、アプリを提示して現金または現金同等の方法で決済を行った場合（以下、「アプリ利用」といいます）、または登録した PASMO の電子マネーを利用してポイント加盟店で決済を行った場合（以下、「PASMO 利用」といいます）、その他当社が認めた場合に、会員等に対してポイントを付与するサービスおよび第 6 条に定めるサービスをいいます。ポイント加盟店によりポイント付与の対象となる決済方法、ポイント対象商品・サービス、ポイント付与率、付与日などが異なります。なお、各ポイント加盟店でのポイント付与率は、各ポイント加盟店が定める期間内でのカードショッピングまたは現金利用の累計額により変更する場合があります。

2. アプリ利用でポイントをためる場合には、アプリで会員証バーコードを提示して、現金払いまたはポイント加盟店が現金同等と判断した方法で決済するものとします。

3. PASMO 利用でポイントをためる場合には、マイページの「カード情報登録」で PASMO ID 番号を登録するものとします。PASMO 利用によるポイントは、PASMO のご利用データがポイント加盟店から当社へ到着した時点で、当該 PASMO の登録が有効な場合に限り付与します。登録できる PASMO ID 番号は、登録者本人が正規の手段によって交付を受け、所持する PASMO に記載または表示されたもの 1 枚に限ります。また、登録者は当社に対し、登録する PASMO 番号について登録者本人が正規の手段によって交付を受け、所持する PASMO であることを確約するものとします。

4. ポイントには通常ポイントと期間限定ポイントがあり、ポイントの有効期限や利用できる店舗が異なります。詳細は当社ホームページをご確認ください。

5. 会員等は、たまったポイントを以下の方法で利用できます。

(1) ポイント加盟店において商品・サービスの代金の全部または一部に充当する方法(以下、「支払充当」といいます)。なお、一部、支払充当のできないポイント加盟店があります。ポイント加盟店により利用条件が異なります。

(2) 東武鉄道の特急券、TOBU MALL 等、当社の指定する商品・サービスの支払いに充当する方法。

(3) その他当社の指定する方法がある場合には、当社ホームページでお知らせします。

6. 利用に伴い減算されたポイントは、理由のいかんにかかわらず元に戻すことができませんのでご了承ください。

7. カードの利用が停止されている場合には、TOBU POINT のサービスがご利用いただけない場合があります。

8. ポイントならびに支払充当で提供される商品・サービスは現金と引換えはできません。会員等が、マイページで所定の「カード情報登録」手続きを完了した場合、「カードショッピング」により付与されたポイント、カード提示による「現金利用」で付与されたポイント、「アプリ利用」で付与されたポイント、「PASMO 利用」で付与されたポイント、その他当社が付与したポイントを合算することができます。ただし、「カード情報登録」ができるのは、カード会員の本会員のみとなります。なお、「カード情報登録」手続きにあたっては、会員本人名義カードのお客番号、会員本人が正規の手段によって交付を受け、所持する PASMO ID 番号を登録するものとします。

9. カード会員の家族カードを利用して付与・利用されたポイントは本会員に合算されます。

第6条 (マイルの付与、利用方法)

1. マイルは、登録者が東武鉄道にて交通利用をした場合、その他当社または東武鉄道が認めた場合に、マイルを付与するものです。付与に関しては、次の各号の通りとします。

(1) 東武鉄道は、第6条第1項に定めるサービスを東武鉄道所定の付与基準により提供するものとします。

(2) マイルは、交通利用した記録を元に算定し付与します。ただし、一部の区間や利用経路、PASMO の種類によっては算定の対象とならない場合があります。

(3) 前号の規定に関わらず、当社または東武鉄道が別途定める付与基準を満たした場合、マイルを付与することがあります。

(4) PASMO の登録に関しては、第5条第3項の規定を準用します。その際、ポイントはマイルに、ポイント加盟店は東武鉄道にそれぞれ読み替えます。

(5) 当社または東武鉄道は、マイルの付与基準を予告なく改定することがあります。

2. 登録者は以下の方法にてマイルを利用することができます。

(1) マイページまたはアプリ上にてマイルをポイントに交換する方法。ポイントに交換した後は、第5条第5項または第6項に定める方法によりポイントを利用するものとします。

(2) マイページまたはアプリ上にて申込を行い、当社所定の方法にて PASMO のバリューにチャージする方法。

①申込が完了した時点で、当社は登録者のマイルを減算します。併せて、登録者に対しチャージ手続きに必要な番号等を通知します。申込完了後は、理由のいかんにかかわらず、減算したマイルを元に戻すことはできません。

②申込完了後、登録者が当社の定める期間を経過しても PASMO のバリューにチャージする手続きを行わなかった場合、当該マイルは失効します。

③チャージ手続きに必要な番号等は登録者の責任により管理するものとし、漏洩等により第三者がチャージ手続きを行った場合においても、当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

(3) 株式会社パスモが提供するアプリ上にて申込を行い、Apple Pay の PASMO またはモバイル PASMO のバリューにチャージする方法。

④通信不良等やむを得ない場合において、チャージが未了にも関わらず、マイルが減算されることがあります。この場合、当社における事務手続きが終了次第、マイルを返還します。

第7条（ポイントおよびマイルの有効期限）

1. ポイントおよびマイルの種類によって、有効期限は以下の通り異なります。

(1) 通常ポイントは、最終利用日（最後にポイントの付与や利用があった日）より2年間を有効期限とします。

(2) 期間限定ポイントは、付与されるポイントごとに有効期限が異なります。

(3) マイルは、最終利用日（最後にマイルの付与や利用があった日）より2年間を有効期限とします。

2. 有効期限を過ぎた場合、それまでにたまった全てのポイントまたはマイルは失効します。ただし、期間限定ポイントの失効に伴い通常ポイントが失効することはありません。

第8条（ポイントの確認方法）

決済によって付与されたポイントやポイント残高は以下の方法で確認することができます。

(1) カード会員は、ポイント加盟店が発行するレシートにて、現金利用によって付与されたポイント数、ポイント残高を確認することができます。（一部、レシートでポイント残高等を確認できないポイント加盟店があります）

(2) アプリ会員は、ポイント加盟店が発行するレシートおよびアプリにて、付与されたポイント数、ポイント残高を確認することができます。また、マイページでポイント残高、ポイント履歴を確認することができます（一部、レシートでポイント残高等を確認できないポイント加盟店があります）

(3) 登録者は、マイページにてポイント残高、ポイント履歴を確認することができます。

第9条（マイルの確認方法）

1. マイルやマイルの残高等は以下の方法で確認することができます。

(1) アプリ会員は、マイページおよびアプリにてマイル残高およびマイル履歴を確認することができます。

(2) 登録者は、マイページにてマイル残高およびマイル履歴を確認することができます。

2. マイルの付与内容に関し異議がある場合、マイル付与があった月または本来マイルが付与されるべき月から3か月後の月末までに、当社コールセンターに申し出るものとします。

第10条（ポイントおよびマイルの譲渡等の禁止）

1. 会員等は、自らが保有するポイントおよびマイルを他人に譲渡、貸与し、またはこれらに担保を設定することはできないものとします。また、会員等は、他の会員等が保有するポイントを譲り受け、または借り受けることはできないものとします。
2. 会員等は、他人に代わってポイントおよびマイルの付与を受けることはできないものとします。また、会員等は、会員等に代わって他人にポイントおよびマイルの付与を受けさせることはできないものとします。

第11条（買上返品時の処理、ポイントおよびマイルの修正）

1. 買上商品を返品する場合には、カードおよび買上時のポイント加盟店が発行するレシートを返品する商品を買上げた店舗等に提示するものとします。
2. 買上商品を返品した場合には、すでに付与された当該返品商品代金相当分のポイントを減算させていただきます。なお、支払充当のポイント利用後に買上商品を返品した場合には、支払充当で提供される商品等の返還または現金での返還を当社が請求する場合があります。
3. 当社およびポイント加盟店は、修正することが適当であると判断する事情が存在する場合、会員等のポイントまたはマイル残高を修正することがあります。

第12条（盗難・紛失時の取扱い）

1. カードを盗難・紛失時には、カード会員が当社に届け出た時点のポイント数でカードを再発行します。なお、再発行に関しては、東武カード会員規約における「カードの再発行」規定に従います。
2. カード会員が届け出る前に支払充当などで利用されたポイントについては、当社に故意または重過失のある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。
3. 第三者のカード利用に伴うポイント付与分は、売上取消に伴って消滅します。

第13条（届出事項の変更）

1. 会員等は住所、氏名、電話番号その他届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、マイページ等を利用して変更の届出を行うものとします。
2. 前項の変更届出を怠った場合、当社からの通知または送付書類が延着または未到着となっても、当社が、通常到着すべき時に到着したものとみなすことについて異議ないものとします。ただし、届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第14条（利用停止・ポイントおよびマイルの失効・会員等資格の喪失）

1. 会員等が死亡した場合または会員等の親族等から会員等が死亡した旨の連絡があった場合、当然に会員等資格を喪失します。また、ポイントおよびマイルは相続の対象とはならないものとします。

2. 当社は、会員等が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、当社は通知・催告等をせずいつでも会員等資格の利用停止、ポイントおよびマイルの失効または会員等資格の取り消し、喪失の措置を講じることができるものとします。これにより会員等に何らかの不利益または損害が生じたとしても、当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 虚偽の申告をした場合
- (2) 会員等が本規約に違反した場合
- (3) カード会員が東武カード会員規約に違反した場合
- (4) 会員等が不正な取扱いを行った場合
- (5) その他、客観的にみて上記に類する行為が行われた場合

3. 当社は、会員等が2年間、TOBU POINT のサービスを利用しない場合は、当該会員等の会員等資格の取り消し等の措置を講じることができるものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

会員等は、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。また、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が会員等として不適当と判断した場合には、当社は通知することなく会員等資格を喪失させることができるものとします。この場合、当該会員等に損害、不利益等が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

(1) 会員等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます）に該当した場合、および次の①、②のいずれかに該当した場合

- ① 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(2) 会員等が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他①から④に準じる行為

第16条（会員等の都合による退会）

1. 登録者が TOBU POINT サービスを退会する場合には、マイページで退会を申し出るものとします。

2. カード会員の TOBU POINT のサービス退会は、カードの退会をもって行います。カード会員が退会する場合には、当社まで申し出るものとします。

3. カード会員がマイページの利用登録をしている場合、カードの退会をした後にマイページで退会を申し出る必要があります。

4. 会員等が退会した場合または会員等資格を失った場合には、ポイントおよびマイルはすべて消滅します。

第17条（サービスの中断及び終了）

1. 当社は、次の各号に該当する場合に、TOBU POINT のサービスを中断または終了することができるものとします。

（1）TOBU POINT のサービスの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合、または障害が発生した場合

（2）当社が、TOBU POINT のサービスの中断または終了を判断した場合

（3）その他、やむを得ない事情がある場合

2. 当社は、TOBU POINT のサービスの中断または終了に伴って会員等に生じた損害その他いかなる不利益について、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

3. 当社は、TOBU POINT のサービスを中断または終了するときには、当社のホームページ等で告知するものとします。ただし、TOBU POINT のサービスの中断または終了が緊急に必要となった場合、その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

第18条（業務の委託）

1. 会員等は当社が当社の指定する委託先に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。

（1）ポイントおよびマイルの加減算・利用に関する業務

（2）ポイントおよびマイルの情報処理・電算機処理に附随する業務

2. 会員等は、当社が前項委託業務範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。

3. 会員等は、当社の指定する委託先が本条第1項の業務を行うために必要な範囲で、会員等に関する情報を当社が当社の指定する委託先に提供することを予め承諾するものとします。

第19条（本規約の変更）

1. 当社は、法令に定める範囲内で、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合には、当社は会員等に変更事項を通知もしくは告知（変更の日から30日間、当社のホームページに告知する等）いたします。なお、当社が変更事項を通知もしくは告知した後、会員等がTOBU POINT のサービスを利用した場合、または退会の申し出がなかった場合には、変更事項が承認されたものとします。

2. 前項のほか、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を次項に定める方法により変更することができるものとします。

（1）変更の内容が会員等の一般の利益に適合するとき。

（2）変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

3. 前項に基づく変更にあたっては、当社は、効力発生日を定めたうえで、本規約を変更する旨、ならびに変更後の内容および効力発生時期を、当社ホームページにおいて周知す

るものとします。なお、前項（２）に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社ホームページへの掲載を行うものとします。

第 2 0 条（お問い合わせ）

本規約についてのお問い合わせ・ご相談は、当社までご連絡ください。

第 2 1 条（免責事項）

1. 当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、TOBU POINT のサービスに起因して発生した会員等の損害については、一切の責任を負わないものとします。
2. PASMO の利用に関するサービスの中断、休止または廃止並びに改札機等の障害や輸送障害、または決済端末の障害等により、やむを得ず PASMO が利用できないことによって、当該利用に対するポイントの付与およびマイルの算定、マイルから交換したバリューの利用ができない場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 当社が TOBU POINT のサービスに関して会員等に対し損害賠償責任を負う場合、当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限るものとし、当社はいかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任を負わないものとします。
4. 会員等とポイント加盟店または東武鉄道との間に発生する全てのトラブルについては、会員等とポイント加盟店または東武鉄道の当事者間で直接解決することとし、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 2 2 条（準拠法）

本規約および TOBU POINT のサービスの利用に係る契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法に準拠するものとします。

(2026/07/01)